

- ◎感染症法等改正（R3.2月及びR4.12月）、国の基本指針改正（R5.5月）等により都感染症予防計画の改定が必要
- ◎感染症法等の改正の概要は以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス感染症対策の実効性の確保（R3.2月改正）

- (1) 保健所設置区市から**都道府県知事への発生届の報告等の義務化**及び**電磁的方法の活用**
- (2) **都道府県知事による**食事の提供等の**市町村長との連携、宿泊施設の確保**に係る努力義務
- (3) 入院勧告・措置の対象を限定し、**入院措置や積極的疫学調査に応じない場合等の罰則**

2. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等（R4.12月改正）

- (1) **都道府県予防計画**に係る保健・医療提供体制等の**記載事項の充実**及び**体制確保に係る数値目標**の設定

①対応する感染症	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 ※まずは現に対応し、これまでの教訓を生かせる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、その最大値の体制を踏まえて数値目標を設定。 想定を超える事態の場合は、国の判断の下、感染症の特性に合わせて機動的な対応を行う。
②整合性を図る関連計画	医療計画 （医療法）、 行動計画 （新型インフル特措法）及び 健康危機対処計画 （地域保健法）
③施行及び計画期間	令和6年4月1日施行 （令和5年度中に計画策定、改定）[計画期間： 6年間]

- (2) 都道府県予防計画を踏まえた**保健所設置区市**における**新たな予防計画の策定の義務付け**
- (3) 都道府県に保健所設置区市等で構成する**連携協議会の設置**及び都道府県知事の**総合調整権の対象拡大**

改正感染症法等の概要②

2. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等（R4.12月改正）

（4）都道府県等と医療機関等における協定締結の仕組みの法定化

医療機関等との協定		
医療措置協定	内容	病床、発熱外来、宿泊・自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣等
	締結機関	医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所）
検査措置協定	内容	核酸検出検査（PCR検査等）
	締結機関	民間検査機関（臨床検査技師法に規定する衛生検査所の登録を受けた機関等）
宿泊施設確保措置協定	内容	宿泊施設の確保
	締結機関	民間の宿泊施設及び平時から宿泊業を営む公的施設
DMAT等派遣に関する協定	内容	感染症対応を行う医療チーム（DMAT等）の派遣
	締結機関	DMAT等が所属する医療機関等

（5）感染症発生・まん延時における公的医療機関等による医療提供を義務付け

（6）保健所等の業務支援を行う保健師等の外部の専門職の活用の仕組み（IH E A T）を法定化

3. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等（R4.12月改正）

（1）医師・看護師等以外の者（歯科医師、診療放射線技師等）がワクチン接種等を行う枠組みを整備

4. 水際対策の実効性の確保（R4.12月改正）

（1）検疫所長による入国者への居宅等での待機指示、待機状況の報告要請（応じない場合の罰則あり）